

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 6 5 号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）の一部改正に伴うほか，所要の規定整備を行うため。

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和5年伊丹市条例第 号）

伊丹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年伊丹市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第54条第6項中「及び第2号」及び「同項第1号イ中」を削り、「行わない」との右に「，同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と，「交付する」とあるのは「得る」と，第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と」を，「前項中」の右に「「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と，」を加え，「，同項ただし書中「前項」とあるのは「同項」と」を削る。

付 則

この条例は，公布の日から施行する。